

1. 取得免許状の種類

1) 教育職員免許状について

教職に就く、つまり幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員になるためには、免許状の取得が必要です。法律ではこの免許状を「教育職員免許状」と呼びます。

2) 昭和音楽大学大学院で取得できる教育職員免許状

中学校教諭専修免許状（音楽）・高等学校教諭専修免許状

教育職員免許状にはいくつもの種類がありますが、そのうち本学で取得できるものは、中学校及び高等学校の教員になるための免許状です。

— 教職課程を履修可能なコース一覧 — 全ての専攻で履修可能です

昭和音楽大学大学院 音楽研究科

学科等	学科申請	専攻名	各専攻申請
		学位：修士（音楽）	
音楽芸術表現専攻	○	オペラ	○
		声楽研究	○
		ピアノ	○
		弦・管・打楽器	○
		電子オルガン	○
		作曲	○
		指揮	○
学位：修士（芸術）			
運営専攻	○	アートマネジメント	○
		音楽療法	○

2. 専修免許状を取得するには

専修免許状とは、中学校及び高等学校一種免許状を取得済みで、修士の学位を有すること（大学院）又は、大学の専攻科に相当する課程に一年以上在学する（音楽専攻科）学生が、本学で指定した専修免許状に必要な科目を単位修得することにより、申請取得できる免許状です。専修免許状を取得するためには、次の3つの要件を満たすことが必要です。

1. 専修免許状を取得するためには、取得したい専修免許状と同一教科且つ同一学校種別の一種免許状を取得していること。
2. 修士の学位を有すること。（大学院修士課程に1年以上在学し、所属する専攻に開設されている科目を30単位以上修得した場合も基礎資格を有すると認められます）又は、大学の専攻科に相当する課程に一年以上在学していること。
3. 次頁以降に専攻毎に記載している専修免許状取得にともなう課程認定科目を24単位以上修得すること。（専攻別に表記している課程認定科目は、所属する各専攻に開設されている科目であり、修了単位に含まれます）

4. 教育職員免許状を取得するには

教育職員免許状を取得するためには、「学士の学位を有すること」が基礎資格として必要です。
 その上で、次頁に記載されている「教職課程コアカリキュラム」の4つの科目群で定められている科目をすべて修得することが、教育職員免許状取得の条件となります。

教職課程コアカリキュラムとは ー平成31年度からの教職課程履修についてー

文科省は教職課程の質的水準を一定にする目的のため、各教員養成の役割を担っている大学等に対し、「教職課程コアカリキュラム」を策定しました。

この「教職課程コアカリキュラム」は、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものであるため、本学の教職課程履修も、平成31年度より再度コアカリキュラムに沿ったかたちでの科目申請を文科省に行いました。そのため、昨年度より教職にかかる科目は増えています。「とりあえず免許を取得したい」という気持ちでは取得することは困難ですので、「教員になる」という強い意志のもとに履修を考えてください。

参考 URL/教職課程コアカリキュラムについて

文部科学省ホームページ : http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm

【本学の教職課程を履修するにあたって】



「教職課程コアカリキュラム」というのは、教員の質を保つために、教職課程のカリキュラムを全国一律に厳しめに見直したものです。

平成31年度からは、コアカリキュラムに沿ったプログラムになるため、以前より必要な科目が増えたこと、求められる内容が多くなったことにより、教員免許の取得がより難しくなっています。

よって、「教員になる気持ちはないけど、とりあえず免許状は取っておきたい」といった気持ちでは、正直、免許状取得は難しいです。

以上をふまえると、教職課程の履修をおすすめできるのは、以下のような条件を満たす意欲のある人だけに限られます。

- ・ 将来の進路ときちんと向き合い、「教員になりたい」という強い思いがある人
- ・ 音楽など、教職以外の学習時間を費やしてでも教育職員免許状を取りたい人
- ・ やるからには、授業への出席や単位取得を確実に遂行できる人
- ・ 教職必修であるすべての科目に対し、意欲的に取り組むことができる人